令和３年度茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金支給要綱

（趣旨）

第１条　茨城県知事（以下「知事」という。）は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第９項、同法第31条の６第１項若しくは同法第45条第２項に基づき知事が行う営業時間の短縮要請（以下「営業時間の短縮要請」という。）に協力する者又は同法第31条の６第３項若しくは同法第45条第３項に基づく命令に応じる者に対し、予算の範囲内において、茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）を支給するものとし、その支給等に関しては、この要綱に定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　協力金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）以下、ア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア　別記１に掲げる市町村に所在する、通常20時から翌朝５時までの間に営業を行っている飲食店又は客に飲食をさせる営業が行われる施設（以下「飲食店等」という。）を運営する者であること。

イ　緊急事態措置区域に所在する、通常20時までに営業を終了する酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等であって、緊急事態措置を実施すべき期間の全ての期間において施設を休業した者であること。

（２）別記２に掲げる期間の開始日より前に開業しておりかつ、営業の実態があること。

（３）原則として、別記２に掲げる全ての期間に別記３に掲げる要請の内容に協力した（終日休業した場合を含む。）事業者であること。

（４）食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けている者であること。

（５）茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和２年茨城県条例第46号）第２条第３号に規定する特定システム（以下「いばらきアマビエちゃん」という。）に登録していること。

（不支給要件）

第３条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、協力金を支給しない。

（１）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第２条第１号から同条第３号に規定する者

（２）代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等（条例第２条第２号及び同条第３号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がある者等

（３）地方公共団体

（警察本部等への確認）
第４条　知事は、必要に応じ協力金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）について、前条第１号及び第２号の該当の有無を県警察本部長あて照会することができる。

（協力金の額）
第５条　協力金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（協力金の申請）
第６条　申請者は、協力金の支給を受けようとするときは、令和３年度新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式第１号。以下「申請書」という。)又は電子申請により必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。
２　協力金の申請期間は、知事が別に定める。

（協力金の追加申請）
第７条　前条の申請をした者のうち、事情の変更があり、追加で協力金の支給を受けようとするときは、令和３年度茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金追加支給申請書（様式第２号）又は電子申請により必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。
２　協力金の追加申請の期間は、知事が別に定める。

（宣誓・同意事項）
第８条　申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、協力金を支給しない。
（１）第２条に規定する支給対象者であること。
（２）第３条に規定する不支給要件に該当しないこと。
（３）知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
（４）申請に係る情報について必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること
（５）虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金を返還するとともに、加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに同意すること。
（６）県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
（７）営業時間短縮要請の期間後も事業を継続する意思があること。
（８）県が営業時間短縮の要請に応じた店舗名及び所在地を公表することに同意すること。
（９）店舗の利用者に「いばらきアマビエちゃん」の登録を積極的に促すこと。
（10）酒類の提供（持ち込みを含む。）について、県の法第24条第９項に基づく要請に応じて19時までに終了し、又は県の法第31条の６第１項若し

くは法第45条第２項に基づく要請に応じて終日停止すること。
（11）第１号から第10号までの内容に反した場合には、協力金を返還すること。

（協力金の支給決定等）
第９条　知事は、第６条第１項又は第７条第１項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは協力金の支給を決定し、協力金を支給するものとする。
２　知事は、前項の審査の結果、協力金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し、令和３年度茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金不支給決定通知書（様式第３号）により、その旨を通知するものとする。
３　営業時間の短縮要請の期間の中途において、申請者に係る飲食店への当該要請の内容が変更になった等の場合については、当該変更の内容に応じて協力金の額を変更するものとする。この場合においては、令和３年度茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金減額（増額）支給決定通知書（様式第４号）により、その旨を通知するものとする。

（協力金支給の方法）
第10条　知事は、協力金の支給を決定したとき（前条第３項の規定により額を変更する支給決定を含む。）は、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

（支給申請のみなし取下げ）
第11条　知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責めに帰すべき事由により支給できなかったと認められるときは、当該協力金の申請が取り下げられたものとみなす。

（調査・提供）
第12条　知事は、協力金の支給について、必要と認めるときは、申請者等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。
２　知事は、協力金の支給に関する情報について、法律等に基づき、国又は地方公共団体等に対し提供することができる。

（支給決定の取消し等）
第13条　知事は、協力金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額に係る支給決定を取り消すことができる。
（１）故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない協力金を受け、又は受けようとする場合　支給決定した協力金の全額
（２）前号に該当しない場合であって、協力金の支給を受けた者に支給されるべき協力金の額を超えて支給を受けた場合　当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額
２　知事は、前項第１号に該当すると認めたときは、同号に該当すると認め

た日又は協力金の支給決定を取り消した日以後、当該者に協力金を支給しないものとする。
３　知事は、第１項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

（協力金の返還等）
第14条　知事は、前条第１項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した協力金の返還を命ずることができる。
２　知事は、前条第１項第１号に基づく取消しを行い、前項に基づく協力金の返還を命ずる場合には、その命令に係る協力金の受領の日から納付までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
３　前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第１項に基づく協力金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。
４　第１項に基づく協力金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の整備等）
第15条　協力金の支給を受けた者は、飲食店等の売上を証する書類を整備し、保存しておかなければならない。
２　前項に規定する書類は、協力金の支給を受けた日の属する県の会計年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）
第16条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付　則
この要綱は、令和３年５月10日から施行する。

付　則
この要綱は、令和３年５月11日から施行する。

付　則
この要綱は、令和３年５月17日から施行する。

付　則
この要綱は、令和３年５月24日から施行する。

付　則
この要綱は、令和３年５月31日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年８月16日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年８月23日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年９月27日から施行する。

（別表）

対象市町村 （別記１）	要請の期間 （別記２）	要請の内容 （別記３）	協力金の 金額
水戸市、古河市、 かすみがうら市、 大洗町、城里町、 阿見町	令和3年4月22日から 令和3年5月5日まで （14日間）	20時から5時までの間の営業を自粛するとともに、酒類の提供を19時までとすること	(1)以下の区分に応じて算定した日額に別記２の期間の日数を乗じた額 ＜中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者及びこれに類する法人（以下「中小企業者」という。）＞ ①前年度又は前々年度の１日当たり売上高が83,333円以下の店舗：25,000円 ② 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が83,333円を超え250,000円未満の店舗：１日当たりの売上高に0.3を乗じた額（千円未満切り上げ） ③ 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が250,000円以上の店舗：75,000円 なお,中小企業者であっても,次の大企業と同様の方法により算定できるものとする。 ＜中小企業者以外（以下「大企業」という。）＞ １日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額。ただし,200,000円又は前年度若しくは前々年度の１日当たりの売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額を上限とする（千円未満切り上げ）。 (2)新規開店等前年度までの売上高がない場合別途算定する。
土浦市、石岡市、 下妻市、常総市、 潮来市、守谷市、 筑西市、茨城町、 五霞町	令和3年4月29日から 令和3年5月12日まで （14日間）		
水戸市、古河市、 大洗町、	令和3年5月6日から 令和3年5月12日まで （7日間）		
結城市、龍ケ崎市、 つくば市、 八千代町、利根町	令和3年5月6日から 令和3年5月19日まで （14日間）		
水戸市、古河市、 茨城町、大洗町	令和3年5月13日から 令和3年5月19日まで （7日間）		
常陸太田市、 取手市、境町	令和3年5月13日から 令和3年5月26日まで （14日間）		
水戸市、古河市、 結城市、茨城町、 大洗町、八千代町、 利根町	令和3年5月20日から 令和3年5月26日まで （7日間）		
土浦市、下妻市、 笠間市、牛久市、 筑西市、 かすみがうら市、 鉾田市、小美玉市、 東海村、阿見町	令和3年5月20日から 令和3年6月2日まで （14日間）		
常陸太田市、大洗町 、 八千代町、利根町	令和3年5月27日から 令和3年6月2日まで （7日間）		
龍ケ崎市、常総市、 北茨城市	令和3年5月27日から 令和3年6月9日まで （14日間）		
大洗町、利根町	令和3年6月3日から 令和3年6月9日まで （7日間）		
坂東市、桜川市、 神栖市、美浦村	令和3年6月3日から 令和3年6月16日まで （14日間）		
土浦市、古河市、 龍ケ崎市、常総市、 取手市、牛久市、 つくば市、潮来市、 守谷市、坂東市、 稲敷市、行方市、 つくばみらい市、 大洗町、阿見町、 境町	令和3年7月30日から 令和3年8月12日まで （14日間）		
県内全市町村	令和3年8月6日から 令和3年8月19日まで （14日間）		
日立市、高萩市、大 洗町、	令和3年8月8日から 令和3年8月31日まで		

城里町、大子町、河内町	（24日間）		
水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、東海村、美浦村、阿見町、八千代町、五霞町、境町、利根町	令和3年8月8日から 令和3年8月31日まで （24日間）	・20時から5時までの間の営業を自粛するとともに、酒類の提供を終日停止すること ・カラオケ設備を終日使用停止すること（ただし、飲食を主としている店舗に限る）	(1)以下の区分に応じて算定した日額に別記２の期間の日数を乗じた額 ＜中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者及びこれに類する法人（以下「中小企業者」という。）＞ ①前年度又は前々年度の１日当たり売上高が75,000円以下の店舗：30,000円 ② 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が75,000円を超え250,000円未満の店舗：１日当たりの売上高に0.4を乗じた額（千円未満切り上げ） ③ 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が250,000円以上の店舗：100,000円 なお,中小企業者であっても,次の大企業と同様の方法により算定できるものとする。 ＜中小企業者以外（以下「大企業」という。）＞ １日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額。ただし,200,000円を上限とする。 (2)新規開店等前年度までの売上高がない場合別途算定する。 (3)個別の店舗に対する要請又は命令を行った場合は、(1)①から③の区分に応じて算定した日額に別途定める方法で算定した日数を乗じた額
高萩市	令和3年8月15日から 令和3年8月31日まで （17日間）	20時から5時までの間の営業を自粛するとともに、酒類の提供を19時までとすること	(1)以下の区分に応じて算定した日額に別記２の期間の日数を乗じた額 ＜中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者及びこれに類する法人（以下「中小企業者」という。）＞ ①前年度又は前々年度の１日当たり売上高が83,333円以下の店舗：25,000円 ② 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が83,333円を超え250,000円未満の店舗：１日当たりの売上高に0.3を乗じた額（千円未満切り上げ） ③ 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が250,000円以上の店舗：75,000円 なお,中小企業者であっても,次の大企業と同様の方法により算定できるものとする。 ＜中小企業者以外（以下「大企業」という。）＞ １日当たりの売上高の減少額に 0.4 を乗じた額。ただし,200,000円又は前年度若しくは前々年度の１日当たりの売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額を上限とする（千円未満切り上げ）。 (2)新規開店等前年度までの売上高がない場合別途算定する。

水戸市、日立市、 土浦市、古河市、 石岡市、結城市、 龍ケ崎市、 下妻市、常総市、 常陸太田市、 北茨城市、 笠間市、取手市、 牛久市、つくば市、 ひたちなか市、 鹿嶋市、潮来市、 守谷市、 常陸大宮市、 那珂市、筑西市、 坂東市、稲敷市、 かすみがうら市、 桜川市、神栖市、 行方市、鉾田市、 つくばみらい市、 小美玉市、茨城町、 大洗町、城里町、 東海村、大子町、 美浦村、阿見町、 河内町、八千代町、 五霞町、境町、 利根町	令和3年8月15日から 令和3年8月31日まで （17日間）	・20時から5時までの間の営業を自粛するとともに、酒類の提供を終日停止すること ・カラオケ設備を終日使用停止すること（ただし、飲食を主としている店舗に限る）	(1)以下の区分に応じて算定した日額に別記２の期間の日数を乗じた額 ＜中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者及びこれに類する法人（以下「中小企業者」という。）＞ ①前年度又は前々年度の１日当たり売上高が75,000円以下の店舗：30,000円 ② 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が75,000円を超え250,000円未満の店舗：１日当たりの売上高に0.4を乗じた額（千円未満切り上げ） ③ 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が250,000円以上の店舗：100,000円 なお,中小企業者であっても,次の大企業と同様の方法により算定できるものとする。 ＜中小企業者以外（以下「大企業」という。）＞ １日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額。ただし,200,000円を上限とする。 (2)新規開店等前年度までの売上高がない場合別途算定する。 (3)個別の店舗に対する要請又は命令を行った場合は、(1)①から③の区分に応じて算定した日額に別途定める方法で算定した日数を乗じた額
水戸市、日立市、 土浦市、古河市、 石岡市、結城市、 龍ケ崎市、 下妻市、常総市、 常陸太田市、高萩市 北茨城市、 笠間市、取手市、 牛久市、つくば市、 ひたちなか市、 鹿嶋市、潮来市、 守谷市、 常陸大宮市、 那珂市、筑西市、 坂東市、稲敷市、 かすみがうら市、 桜川市、神栖市、 行方市、鉾田市、 つくばみらい市、 小美玉市、茨城町、 大洗町、城里町、 東海村、大子町、 美浦村、阿見町、 河内町、八千代町、 五霞町、境町、 利根町	令和3年8月20日から 令和３年９月12日まで （24日間）	・20時から5時までの間の営業を自粛するとともに、酒類の提供を終日停止すること ・カラオケ設備を終日使用停止すること ※通常 20 時までに営業を終了する酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等においては、要請期間の全ての期間を休業すること。	(1)以下の区分に応じて算定した日額に別記２の期間の日数を乗じた額 ＜中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者及びこれに類する法人（以下「中小企業者」という。）＞ ①前年度又は前々年度の１日当たり売上高が100,000円以下の店舗：40,000円 ② 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が100,000円を超え250,000円未満の店舗：1日当たりの売上高に0.4を乗じた額（千円未満切り上げ） ③ 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が250,000円以上の店舗：100,000円 なお,中小企業者であっても,次の大企業と同様の方法により算定できるものとする。 ＜中小企業者以外（以下「大企業」という。）＞ １日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額。ただし,200,000円を上限とする。 (2)新規開店等前年度までの売上高がない場合別途算定する。 (3)個別の店舗に対する要請又は命令を行った場合は、(1)①から③の区分に応じて算定した日額に別途定める方法で算定した日数を乗じた額

水戸市、日立市、 土浦市、古河市、 石岡市、結城市、 龍ケ崎市、 下妻市、常総市、 常陸太田市、高萩市 北茨城市、 笠間市、取手市、 牛久市、つくば市、 ひたちなか市、 鹿嶋市、潮来市、 守谷市、 常陸大宮市、 那珂市、筑西市、 坂東市、稲敷市、 かすみがうら市、 桜川市、神栖市、 行方市、鉾田市、 つくばみらい市、 小美玉市、茨城町、 大洗町、城里町、 東海村、大子町、 美浦村、阿見町、 河内町、八千代町、 五霞町、境町、 利根町	令和3年9月13日から 令和３年９月 30 日まで （18 日間）	・20時から5時までの間の営業を自粛するとともに、酒類の提供を終日停止すること ・カラオケ設備を終日使用停止すること ※通常 20 時までに営業を終了する酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等においては、要請期間の全ての期間を休業すること。	(1)以下の区分に応じて算定した日額に別記２の期間の日数を乗じた額 ＜中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者及びこれに類する法人（以下「中小企業者」という。）＞ ①前年度又は前々年度の１日当たり売上高が100,000円以下の店舗：40,000円 ② 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が100,000円を超え250,000円未満の店舗：1日当たりの売上高に0.4を乗じた額（千円未満切り上げ） ③ 前年度又は前々年度の１日当たり売上高が250,000円以上の店舗：100,000円 なお,中小企業者であっても,次の大企業と同様の方法により算定できるものとする。 ＜中小企業者以外（以下「大企業」という。）＞ １日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額。ただし,200,000円を上限とする。 (2)新規開店等前年度までの売上高がない場合別途算定する。 (3)個別の店舗に対する要請又は命令を行った場合は、(1)①から③の区分に応じて算定した日額に別途定める方法で算定した日数を乗じた額

※　申請に係る要請期間に、重複している日にちがある場合には、重複する日数分を減額して協力金の額を計算するものとする。